

平成30年12月20日

東京都北区長  
花川 與惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに  
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

平成30年12月20日付、30北総総第3866号で諮問を受けた標記の  
件について、本審議会の意見は別紙のとおりです。

東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務

代 理 者 尾 花 秀 雄

委 員 乙 川 博 士

委 員 小 池 孝 則

委 員 齊 藤 正 美

委 員 竹 腰 雅 子

委 員 田 中 義 正

委 員 西 村 博 匡

委 員 増 田 幹 生

# 答 申

## 1 はじめに

本審議会は、平成30年12月20日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

## 2 結 論

### (1) 報酬等の額

平成30年10月10日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、平成30年4月時点で、公民格差が△9,671円(△2.46%)であるとして、公民格差の解消に伴う月例給与の引下げを勧告した。

特別区長会は、勧告どおり給与改定した場合、人事・給与制度の改正に重大な影響を及ぼすことや、現時点で特別区の給与は国や他団体の給与水準と均衡していること、また優秀な人材の確保や社会経済情勢にも影響を与えること等を総合的に勘案し、区政全般の観点から慎重に検討した結果、「給料表」及び「勤勉手当の年間支給月数」の改定は実施しないこととした。

特別区人事委員会勧告をめぐる状況を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区一般職員の給与の改定内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならぬということを確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、平成26年引き下げの改定を行い、平成27年以降は、引き上げの改定を行っている。また、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。更に平成27年度実施された統一地方選挙から、北区議会の議員定数は4人減少となった。

一方、区長、副区長及び教育長の給料についても、平成26年に引き下げの改定を行った。区長、副区長については、他区と比較して高い水準にあったことから、平成28年と29年は据え置きとしている。教育長については、平成29年に新教育長制度移行に伴う職務・職責に見合った「職務加算分」を加えている。

これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して引き上げの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。

この趣旨に従い、特別区の一般職員の給与の改定があった場合、特別区の報酬についても同様の対応を行うべきである。また、同様に、23区において、一定程度均衡することが望ましいと考える。

以上の考えを踏まえて、本審議会としては、特別区一般職員の給与の改定内容や社会経済情勢の動向等を総合的に判断し、区議会議員の報酬月額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与月額については、据え置きとすることが妥当であるとの結論を得た。

## (2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、再任用職員を含む特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げる」とする勧告を行った。この勧告に関しては、月例給与と同様、期末手当及び勤勉手当についても実施しないこととされた。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1) 報酬等の額」で示した考え方に準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を据え置きとすることが適当である。

(3) 地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意し、引続き報酬額の適否について検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

(4) 状況の変化・変動への対応

今後、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。